

災害時における物資の供給に関する協定書

高知県内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）において、高知県（以下「県」という。）と高知県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、次のとおり、必要な物資の供給に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に県と中央会が相互に協力して、住民生活の安定を図るため、物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を必要とする場合は、中央会に対し物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第 3 条 県の中央会に対する要請は、次に掲げる事項をもって書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）供給物資の内容
- （2）供給する場所（引渡し場所）
- （3）供給量
- （4）その他必要な事項

（協力）

第 4 条 中央会は、前条の要請を受けたときは、物資の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡しは、原則として、県が指定する場所とし、県又は県の指定する者が物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 2 物資の引渡し場所までの運搬は、中央会又は中央会の指定する者（以下「中央会等」という。）が行うものとする。ただし、中央会等の運搬が困難な場合は、別に県又は県の指定する者が行うものとする。
- 3 中央会は、県に対する物資の引渡しが完了したときは、書面により県に報告するものとする。

（物資の対価）

第 6 条 物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

（対価及び費用の負担、支払）

第 7 条 第 2 条の規定により中央会が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、県が負担するものとする。

- 2 前項の規定による対価及び費用は、中央会等からの請求書により県が支払うものとし、県は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(災害補償)

第8条 第5条による業務に従事した者が、その作業中に死亡、負傷又は障害の状態となった場合、その者又は遺族若しくは被扶養者に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用の範囲を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」等の例によるものとする。

(連絡責任者)

第9条 県及び中央会は、防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者等を定め、相互に書面により報告するものとする。

2 県及び中央会の両者は、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(物資の範囲)

第10条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 野菜、果実等生鮮食料品
- (2) 農産物加工品
- (3) その他、県が要望する物資

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、県と中央会が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに双方いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、県、中央会がそれぞれ押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月31日

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県

高知県知事

高知県高知市北御座2番27号
高知県農業協同組合中央会

代表理事会長